

動画を作成する皆さんへ

動画作成上の注意点

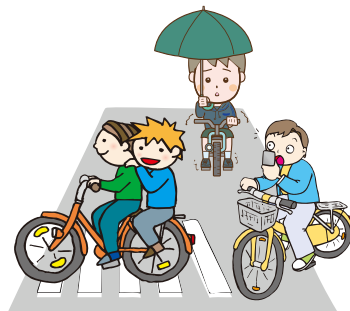


安全で安心な動画作成のため、次のことを必ず守ってください。

⚠️ 公道での違反行為や事故につながるおそれのある行為はやめてください！

公道上での二人乗り（定員外乗車）や傘さし運転、スマホを使用しながらの運転などは道路交通法違反になります。

車と衝突するような演出は怪我をするおそれがあり危険ですので、場所に関わらずやめてください。



⚠️ 人の敷地や危険場所には入らないでください！

敷地には必ず所有者がおり、無断で入ると法律違反になります。入るときは必ず承諾を得てください。また、線路内、河川など危険な場所には立ち入らないでください。



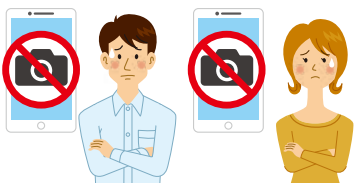
⚠️ 著作権を確認してください！

動画でBGM、イラスト、写真などを使用する場合は、必ず著作権を確認し、フリーのものや許可を得たものを使用してください。確認が取れないまま使用することがないようにしてください。



⚠️ 肖像権に注意してください！

動画に第三者が映り込んでいると、その人の承諾が必要になります。映り込まないように場所を選ぶなどの工夫をしてください。



⚠️ 個人情報に注意してください！

入賞した動画は広く公表されます。動画を見た方により、個人の家や氏名が特定されることのないようにしてください。



⚠️ 表現の仕方に注意してください！

- ・誤解を招く表現に気を付ける。
例) 「ヘルメットをかぶっていれば、車に勝てる」「飲酒運転はしない方がいい」など
- ・動画に用いる資料の引用元や数値をはっきりとさせる。
使用した表、グラフの引用元や、数値データが何年のものなのか、単位（人、件など）は何かなどが、動画内でわかるようにしてください。
- ・データに使用する数値が確定数値ではなく、概数の場合は「約」をつける。
- ・データは茨城県又は全国（警察庁）のものを使うこと。



★ そのほか、夜11時以降の外出による撮影、路上で裸になるなどの行為も法律違反になるのでやめてください！

迷ったら相談を!!

茨城県 県民生活環境部 生活文化課 安全なまちづくり推進室
029-301-2842（直通） 受付時間：平日8:30～17:15

詳しくは、県のホームページの実施要綱をご覧ください。

動画作成のヒント① 親子で自転車の安全利用

◎ 自転車を利用する機会の多い高校生の皆さんが、子ども、父母、祖父母の各世代の交通安全意識の高揚につながる動画を作成してみませんか。

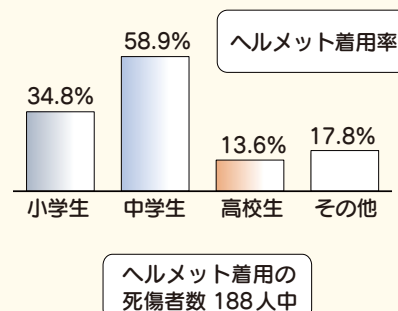
例えば・・・

【ヘルメットの着用推進】

- 令和5年4月1日から道路交通法の一部改正により、全ての自転車利用者に対するヘルメット着用が努力義務化されました。
- 学齢別ヘルメット着用者の構成率では、「小学生」が34.8%、「中学生」が58.9%、「高校生」が13.6%となり、**高校生の着用率の低さが目立ちます。**
- 令和7年中、茨城県における自転車に関わる交通事故で、ヘルメット着用により損傷を軽減したとされる割合は69.1%です。（茨城県警）



《令和7年中》



ヘルメット着用の死傷者数 188人中

着用していたが損傷は同じ58人、30.9%

着用していたことにより損傷軽減 130人、69.1%

【ながらスマホの禁止】

- 令和6年11月1日から道路交通法の一部改正により、自転車運転中にスマートフォンなどを手で保持して通話する行為、画面を注視する行為など、ながらスマホが罰則の対象となりました。
- 令和7年中、茨城県内での「ながらスマホ」の指導・警告は450件あり、前年より66件増加しています。（茨城県警）

【交通反則通告制度の導入】

- 令和8年4月1日から16歳以上の自転車利用者を対象に「交通反則通告制度（いわゆる青切符）」が導入され、ながらスマホ運転や信号無視、並進禁止違反、無灯火などの違反に対して、手続き的な負担が軽減されました。

★自転車の安全利用に関する情報はこちらから

警察庁：自転車交通安全ポータルサイト

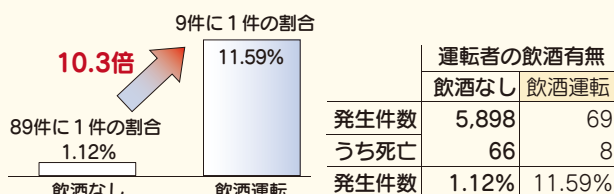
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html>



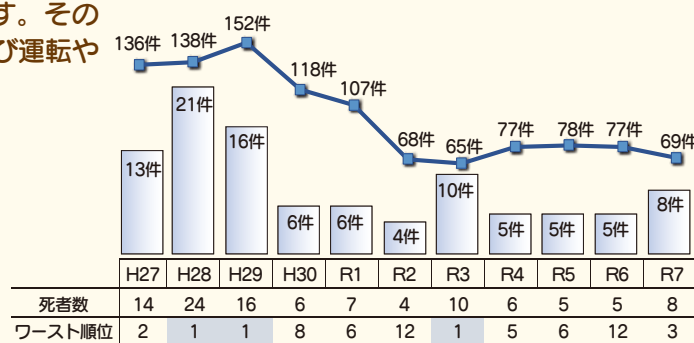
動画作成のヒント② 茨城県は飲酒運転多発県

- ◎ 高校生の皆さんの呼びかけで、父母、祖父母の各世代の交通安全意識の高揚につながる動画を作成してみませんか。
- 令和7年中の茨城県における飲酒運転による交通事故死者数は8人（前年比+3人）で、全国ワースト3位
- 自転車や一部の電動モビリティは道路交通法上の軽車両に分類され、車と同じように交通ルールを守る義務があります。そのため、酒気を帯びた状態で自転車を運転すると、酒気帯び運転や酒酔い運転として処罰の対象になります。

《運転者の飲酒の有無による死亡事故率の比較》



《飲酒運転による交通事故の推移》



※ さらなる動画作成のヒントは、茨城県警察本部ホームページをご覧ください。

https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a02_traffic/



- 茨城県警察本部ホームページ内の交通事故データ数値の使用は、可能です。
- 交通安全かわら版のイラスト等の切り抜き使用は、可能です。
- チラシギャラリー内のチラシについては、切り抜きでの使用は不可ですが、チラシ全体での使用は、可能です。
- 動画ギャラリー内のデータ使用は、不可です。
- 県警キャラクター（ひばりくん、こひばりくん・ちゃん）の使用は、不可です。
- ホームページの内容の2次利用について迷った時は、県警交通総務課安全・教育係まで、相談してください。（受付時間 平日8:30～17:15）